

徳島県告示第六百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
名西郡石井町 麻名用水土地改良区	令和三年七月十五日
阿波市土成町 土成西部土地改良区	同
阿波市土成町 御所東部土地改良区	同
小松島市赤石町 立江川土地改良区	同 九月一日
阿波市吉野町 一条土地改良区	同 三十日